

各会議等の実施状況報告について	担当課	スポーツ・文化課
1 会議名称	第1回湖西市スポーツ推進審議会	
2 開催日時	平成30年7月30日(月) 午後1時30分～午後2時10分	
3 開催場所	市民活動センター 会議室	
4 出席者	委員／飯田康仁・竹島清一・石田修啓・大上和彦・原田奈菜・小原敏恵 杉浦徹衛・佐原哲之・小松健次・佐々木千代子・伴享世 事務局／渡辺宜宏(教育長)・鈴木徹(次長)・岡本聡(課長) 藤井鉄明(係長)・飯田大介(副主任)	
5 委嘱状伝達	<ul style="list-style-type: none"> ・渡辺教育長から審議会委員に委嘱状を伝達。 ・任期…平成30年6月1日～平成32年3月31日 	
6 自己紹介		
7 会長・副会長の選出		
8 報告事項	<ul style="list-style-type: none"> ①湖西市スポーツ推進計画について ②体育施設の使用料の改定について 	
9 公開・非公開の別	公開(傍聴人1名)	
	【会長・副会長の選出】	
(課長)	<p>本審議会委員11名のうち、出席者11名なので、審議会条例第7条第2項により、本審議会は成立することを報告する。</p> <p>会長、副会長の選出については、審議会条例第6条第2項により、委員の互選により定めるとあるので、皆様のご意見を伺いたい。</p> <p>(意見なし)</p>	
(課長)	<p>特に意見がないようなので、事務局案として、会長に飯田康仁さん、副会長に佐々木千代子さんを指名させていただきたいがいかがか。</p> <p>(全員賛成)</p>	
(課長)	<p>賛同いただいたので、会長に飯田康仁さん、副会長に佐々木千代子さんに決定する。</p> <p>(飯田康仁会長、佐々木千代子副会長あいさつ)</p>	
	【報告事項】	
①湖西市スポーツ推進計画について		
(事務局)	<p>国のスポーツ基本計画に基づき、平成26年3月に策定した湖西市スポーツ推進計画が平成32年度に期間満了となるため、平成33(2021)年度から平成42(2030)年度までの10年間の計画更新をする。その基礎資料となる運動・スポーツ活動意識調査を実施する。調査票案は前回の調査票を参考にし、平成31年に作成する予定なので、委員の皆様に設問内容等のご提案をいただきたい。委員の皆様の任期は2年なので計画書自体の作成には関わら</p>	

ないが、計画書が完成したら送付する。前回作成時は審議会を1年に4回開催しており、委員の皆様にも負担がかかるので、できる限りスケジュールを緩和していきたい。

(会 長) 以上の報告事項に対し何か質問はあるか。

(委 員) 前回の調査票の回収率はどれくらいか。

(事務局) 前回の調査は、住民基本台帳から無作為抽出した20歳以上の市民1,940人を年代別、男女別、地域別に分けて、郵送による配布・回収を行った。また、湖西市内在住の小・中・高校生の児童・生徒460人を対象に、各学校に依頼し、回収した。回収率は、郵送によるものが757人分(回収率39.0%)、学校への依頼分が445人分(96.7%)で、全体では1,202人分(50.1%)だった。

(委 員) 前回の計画作成時のスケジュールを緩和するとのことだが、それは審議会の開催数を1年に2回または3回にするということか。

(事務局) 確定ではないが審議会の開催数を含め委員の皆様の負担を減らしていきたい。

(委 員) 委員の任期が2年なので、来年度までに調査結果を知りたい。来年度に調査票案の作成及び調査結果の報告をすることができるか。

(事務局) 来年度中に実施できるか検討する。

②体育施設の使用料の改定について

(事務局) 平成29年3月策定の「湖西市公共施設再配置基本計画」公共施設マネジメント基本方針3「運営の適正化」に基づき、施設維持管理費の「受益と負担のあり方」の視点から、使用料金や減免制度の見直しを進める。見直し基準については、平成30年1月策定の「公の施設に関する使用料の設定基準」に基づく。対象施設は湖西運動公園、みなと運動公園、新居スポーツ広場公園、勤労者体育センター、アメニティプラザ、学校体育施設である。公の施設に関する使用料の設定基準の運用方針について、新使用料の移行に当たっては、「受益者負担の原則」に基づき、市民の理解を得ながら、経費節減を図った上で、当設定基準をもとに使用料の見直しを行う。利用率の低下を招くおそれがある場合や類似施設における設定金額と均衡が取れない場合は、改定額を調整することで適切な使用料を算出する。体育施設における新使用料の適用時期は、平成31年10月1日とする。ただし、使用料の見直しに当たっては、利用者への事前周知を徹底するとともに、説明責任を果たすよう努める。

(会 長) 以上の報告事項に対し何か質問はあるか。

(委 員) 体育施設の使用料の上げ幅はどの施設も同じか。

(事務局) 施設ごとに維持管理費等を考慮して使用料を計算するので上げ幅は同じでは

ない。

(委 員) 消費税が増税すればその値上げ幅は使用料に反映するのか。

(事務局) 反映する。

(委 員) 「類似施設における設定金額と均衡が取れない場合は」と書いてあるが類似施設とは、市外の施設も含むのか。

(事務局) 市外の施設も含む。

(委 員) 市外の人の使用料は市内の人と同じか。

(事務局) 今は市外料金が施設ごとにあったりなかったりするもので、統一的な基準で市外料金を導入する。

(委 員) 市内・市外の判断の仕方は団体の登録の有無か。

(事務局) 申請書で判断する。

(委 員) 利用団体に1人でも市外の人がいれば市外料金が適用されるのか。

(事務局) 基本的には申請書で判断するが、団体の構成や活動内容等を総合的に考慮して判断する。

(委 員) 使用料の案を審議会にて審議する予定はあるか。

(事務局) 今のところ予定はない。

(委 員) 新使用料の適用時期は、平成31年10月1日で決定しているのか。

(事務局) 体育施設の新使用料の適用時期は、平成31年10月1日で決定している。

(委 員) このことは市民に話してもいいのか。

(事務局) 新聞にも公表しているので問題ない。

(委 員) 「利用率の低下を招くおそれがある場合」と書いてあるが、実際に利用率が下がった場合、使用料は見直しされるのか。

(事務局) 公の施設に関する使用料の設定基準で、使用料の見直しは3年ごとに行なうことを原則とされているので新使用料が変わらないというわけではない。

【その他】

(会 長) その他なにか意見はあるか。

(委 員) その他意見なし。

以上